

提案する諸条例等の制定要旨

議案第37号 南あわじ市個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定  
について

この条例の一部改正は、南あわじ市議会の個人情報の保護に関する条例が制定されることに伴い、本条例に定義する諮問庁に議会を含める等必要な事項を定めるため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和5年4月1日と定めています。

議案第38号 南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につ  
いて

この条例の一部改正は、令和5年2月10日付け厚生労働省保険局国民健康保険課、総務省自治税務局市町村税課事務連絡により、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免措置に対する財政支援が、令和4年度分の国民健康保険税であって、令和5年4月以後に普通徴収の納期限が到来するものについても対象となることとなったため、その趣旨に鑑み、当市国民健康保険税についても減免適用期間を延長するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からと定めています。

議案第39号 南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、令和5年2月10日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡により、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険第1号保険料の減免措置に対する財政支援が、令和4年度相当分の保険料額であって、令和5年4月以後に普通徴収の納期限が到来するものについても対象となることとなったため、その趣旨に鑑み、当市介護保険料についても減免適用期間を延長するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からと定めています。